

第75期

定時株主総会招集ご通知



日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時



場所

大阪市西区立売堀4丁目11番14号

当社 11階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

目次

第75期定時株主総会招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 5
事業報告	P.13
計算書類	P.26
監査報告	P.30

株主各位

証券コード 9934
2023年6月2日
大阪市西区立売堀4丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 喜多肇一

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.inaba.co.jp/financer/stocksinfo/meeting/>

(上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、「関係資料」欄よりご確認ください。)



[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「因幡電機産業」または「コード」に当社証券コード「9934」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



[株主総会資料 掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/9934/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁のご案内に従って、**2023年6月22日（木曜日）午後5時15分までに**議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

1	日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時						
2	場 所 大阪市西区立売堀4丁目11番14号 当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）						
3	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 378 378 559">目的事項</td> <td data-bbox="378 378 461 559">報告事項</td> <td data-bbox="461 378 1383 559"> 1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 559 378 725"></td> <td data-bbox="378 559 461 725">決議事項</td> <td data-bbox="461 559 1383 725"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 </td> </tr> </table>	目的事項	報告事項	1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件		決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
目的事項	報告事項	1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件					
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件					

以上

■ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、前述のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

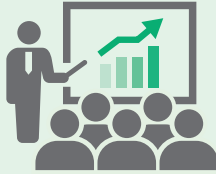
従って、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時

2023年
6月23日（金曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席されない場合

インターネット等で
議決権を行使する場合



次頁のご案内に従って、
議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

2023年
6月22日（木曜日）
午後5時15分
入力完了分まで

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等と議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

書面(議決権行使書)で
議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙
に賛否をご記入いただき、
切手を貼らずに
ご投函ください。

行使期限

2023年
6月22日（木曜日）
午後5時15分
到着分まで

- 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

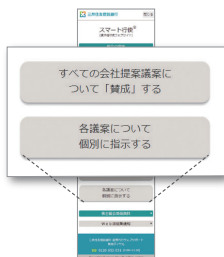
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

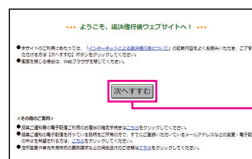
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

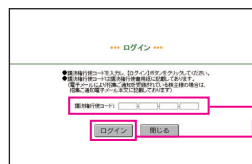
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

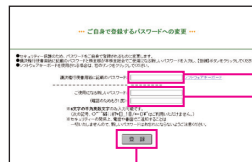
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 ≫ 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、配当と自己株式の取得を合わせた中期的な総還元性向を50%程度とすることを基本方針としております。年2回（中間配当及び期末配当）の安定配当に加え、市場動向を考慮しながら柔軟に特別配当や自己株式の取得を実施してまいります。

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、普通配当を1株当たり50円といたしたいと存じます。また、株主の皆様のご支援にお応えすべく特別配当20円を加え、期末配当を70円といたしたいと存じます。これにより、中間配当50円と合わせた年間配当は、1株当たり120円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項

及びその総額

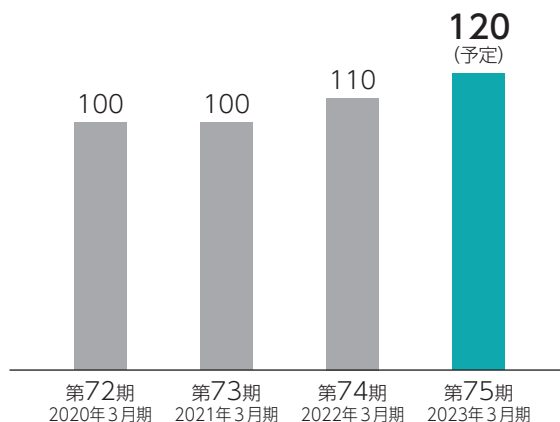
当社普通株式1株につき 金70円

配当総額 3,897,237,470円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

1株当たりの配当金(年間)の推移 (単位:円)



※2019年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施いたしましたので、第72期中間の配当金につきましては、株式分割後ベースに換算した配当金額を記載しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当
1	再任 もり や よし ひろ 守 谷 承 弘	代表取締役会長
2	再任 き た せい いち 喜 多 肇 一	代表取締役社長
3	再任 ほり け かず み 堀 家 一 美	取締役専務執行役員産機カンパニー長
4	再任 た しろ ひろ あき 田 代 浩 明	取締役常務執行役員電設カンパニー長兼営業戦略本部管掌
5	再任 みぞ こし なお と 溝 越 尚 人	取締役執行役員管理本部長兼総務部長

候補者番号 **1** ^{もり や よし ひろ}
守 谷 承 弘 (1951年9月20日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
152,808株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 3月 当社入社
1998年 6月 当社取締役電設事業部長
2001年 4月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長
2001年10月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長兼近畿電設事業部長
2002年 4月 当社取締役電設本部長
2003年 4月 当社常務取締役電設本部長
2004年 4月 当社代表取締役社長兼電設本部長
2005年 4月 当社代表取締役社長
2010年 4月 当社代表取締役社長兼営業本部長
2012年 4月 当社代表取締役社長
2019年 6月 当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

守谷承弘氏は、現在代表取締役会長であり、長年にわたって当社の経営を担い、先見性のある経営力で事業拡大と企業価値向上に多くの成果をあげてまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 喜多肇一

(1959年8月19日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
46,843株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年 3月 当社入社

2011年 6月 当社取締役電材西日本事業部長

2014年 4月 当社常務取締役電材西日本事業部・電工事業部管掌

2014年10月 当社常務取締役生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌

2015年 4月 当社常務取締役生産技術本部長兼電工事業部管掌

2016年 4月 当社常務取締役電工本部長

2019年 4月 当社常務取締役

2019年 6月 当社代表取締役社長

2021年 4月 当社代表取締役社長兼技術本部長

2023年 4月 当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

喜多肇一氏は、現在代表取締役社長であり、強いリーダーシップと業界全般に対する高い知見で事業拡大と企業価値の更なる向上に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 ^{ほり} ^け ^{かず} ^み 堀家 一美 (1961年9月12日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
27,572株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 3月 当社入社
2016年 4月 当社環境・システム事業部長兼システム営業部長
2017年 4月 当社環境・システム事業部長
2019年 4月 当社システム第2統括部長
2020年 4月 当社産機カンパニー長
2020年 7月 当社執行役員産機カンパニー長
2022年 4月 当社常務執行役員産機カンパニー長
2022年 6月 当社取締役常務執行役員産機カンパニー長
2023年 4月 当社取締役専務執行役員産機カンパニー長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

堀家一美氏は、現在取締役専務執行役員産機カンパニー長であり、当社の産業機器事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4 た しろ ひろ あき 田代 浩明 (1967年4月12日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
20,157株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 6月 当社入社

2017年 6月 当社取締役電設西日本事業部長

2019年 4月 当社取締役電設カンパニー長

2022年 4月 当社取締役常務執行役員電設カンパニー長兼営業情報部長

2023年 4月 当社取締役常務執行役員電設カンパニー長兼営業戦略本部管掌（現任）

■ 取締役候補者とした理由

田代浩明氏は、現在取締役常務執行役員電設カンパニー長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** みぞ こし なお と **溝越 尚人** (1969年5月25日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
3,681株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年 4 月 当社入社

2020年 7 月 当社執行役員総務部長兼人事担当

2021年 4 月 当社執行役員管理本部長兼総務部長

2022年 6 月 当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

溝越尚人氏は、現在取締役執行役員管理本部長であり、当社の本社部門での豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス>

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が有する主な専門性は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	財務 会計	法務 コンプライアンス	営業 マーケティング	製造 開発	グローバル	ESG
守谷 承弘	代表取締役会長	●		●	●			●
喜多 肇一	代表取締役社長	●		●	●	●	●	●
堀家 一美	取締役専務執行役員	●			●	●	●	●
田代 浩明	取締役常務執行役員	●			●			●
溝越 尚人	取締役執行役員	●	●	●				●
橋爪 大	社外取締役 (常勤監査等委員)	●	●	●				●
坂本 雅明	社外取締役 (監査等委員)	●			●			●
中村 克宏	社外取締役 (監査等委員)			●				●
藤原 友江	社外取締役 (監査等委員)		●					●

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、行動制限の緩和は維持され持ち直しの動きが見られたものの、原材料価格の高騰をはじめとする物価上昇や急速な為替の変動、ウクライナ情勢の長期化などが懸念されるなか、景気回復は足踏み状態が続きました。

当社グループの係わる電設資材業界は、建築着工や企業の設備投資がコロナ禍前の水準に戻りつつあるなど回復基調となりました。また、自社製品の係わる空調業界は、第2四半期以降は猛暑による需要回復の動きや供給制約の緩和が見られましたが、第1四半期における半導体不足や中国のロックダウン等による影響からルームエアコンの出荷（国内914万台 前年同期比1.6%減）は伸び悩みました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って、重点施策を着実に推進するとともに、積極的な営業活動を展開しました。

その結果、売上高は3,169億47百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益は186億41百万円（前年同期比14.6%増）、経常利益は202億72百万円（前年同期比15.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は154億27百万円（前年同期比25.8%増）となり、過去最高業績を更新いたしました。

売上高

第74期 2022年3月期	前年同期比 9.6%増	第75期 2023年3月期
2,890億71百万円	»	3,169億47百万円

営業利益

第74期 2022年3月期	前年同期比 14.6%増	第75期 2023年3月期
162億61百万円	»	186億41百万円

経常利益

第74期 2022年3月期	前年同期比 15.5%増	第75期 2023年3月期
175億58百万円	»	202億72百万円

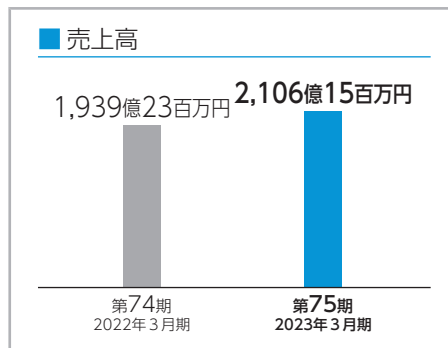
親会社株主に帰属する当期純利益

第74期 2022年3月期	前年同期比 25.8%増	第75期 2023年3月期
122億66百万円	»	154億27百万円

セグメントの業績は、次のとおりであります。

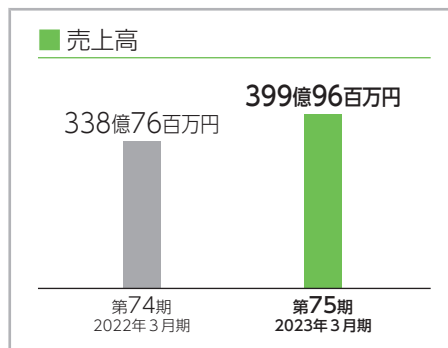
電設資材事業

銅価格等の高騰により電線ケーブル類をはじめ多くの電設資材の販売価格が上昇したほか、半導体不足等による供給面の制約を受けたものの、首都圏再開発や製造業の設備更新、データセンターなどの大型物件向けに防災設備や受配電設備等の納入があった結果、売上高2,106億15百万円（前年同期比8.6%増）となりました。



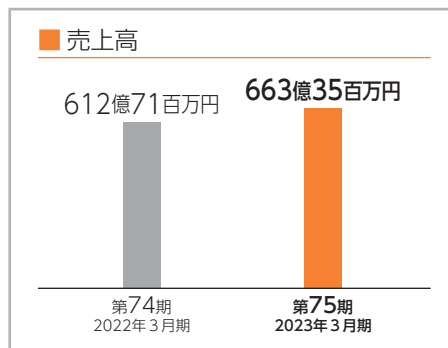
産業機器事業

旺盛なデジタル関連需要や自動車業界のEV関連投資などの拡大を背景に半導体関連向けの販売が好調であったほか、製造業を中心とした設備投資が堅調に推移したことにより、制御機器及び電子部品の販売が増加した結果、売上高399億96百万円（前年同期比18.1%増）となりました。



自社製品事業

ルームエアコンの出荷が伸び悩んだことによる空調関連部材の需要停滞や、前期の製品価格改定に伴う駆け込み需要の反動減が見られましたが、原材料価格の高騰を受け幅広い製品において価格改定の実施を継続したほか、首都圏や近畿圏をはじめとした大型物件向けの納入があったことなどから被覆銅管や空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」の販売が底堅く推移した結果、売上高663億35百万円（前年同期比8.3%増）となりました。



2 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、基幹系業務システムをはじめとしたソフトウェアの開発や生産設備の更新等に総額17億71百万円の設備投資を実施いたしました。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、原材料価格の動向や地政学リスクの高まりなど先行き不透明な状況が続くものの、コロナ禍の行動制限緩和による社会経済の正常化や首都圏の再開発、2025年開催予定の大阪・関西万博に向けた建設需要の高まりが期待されます。

このような認識のもと、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品（P B商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・省力化ソリューションの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速、⑤事業領域の拡大、⑥E S G経営の推進といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

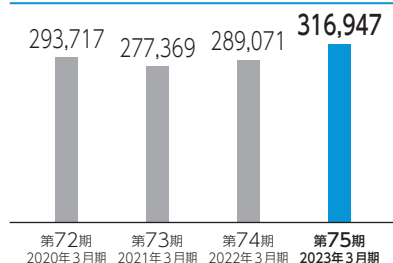
当面の課題として、グループ内の連携を強化し、シナジーの創出による収益力の向上に取り組んでまいります。

5 財産及び損益の状況の推移

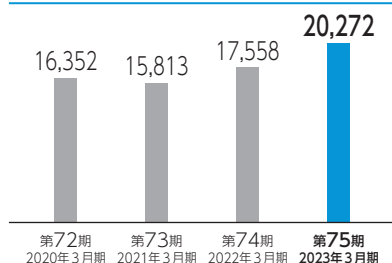
区 分	第72期 2020年3月期	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	293,717	277,369	289,071	316,947
経常利益 (百万円)	16,352	15,813	17,558	20,272
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,563	11,323	12,266	15,427
1株当たり当期純利益 (円)	207.34	203.26	220.06	277.50
総資産 (百万円)	212,214	219,500	235,420	245,646
純資産 (百万円)	127,811	135,689	141,253	151,228
1株当たり純資産額 (円)	2,288.76	2,425.57	2,531.73	2,703.15

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
 4. 当社は、2019年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は当該株式分割が第72期の期首に行われたと仮定して算定しております。
 5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

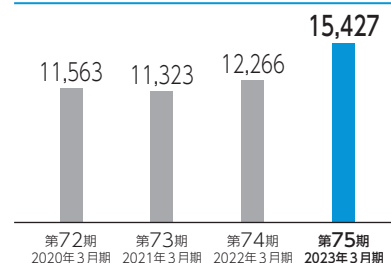
売上高 (単位：百万円)



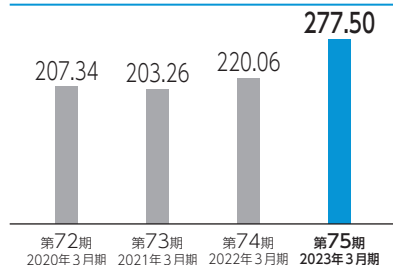
経常利益 (単位：百万円)



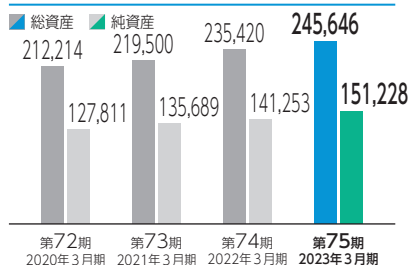
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



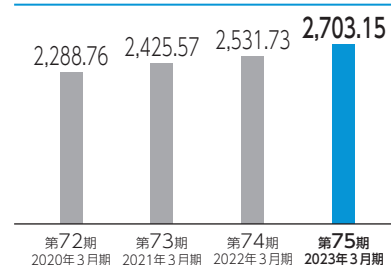
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 / 純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



事業報告

6 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイティエフ(株)	20 百万円	100%	電設資材事業
(株)パトライト	300 百万円	100%	自社製品事業
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	133 百万バーツ	100%	自社製品事業
PT. PATLITE INDONESIA	1.5 百万米ドル	100%	自社製品事業

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

7 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、電設資材及び産業機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主な事業としております。

セグメントごとの主要品目は次のとおりであります。

セグメント	主要品目
電設資材事業	電線ケーブル類、配管類、照明器具、配線器具、受配電機器、空調機器、音響通信システム、防災セキュリティシステム、発電機、太陽光発電システム、計測機器、工具類
産業機器事業	制御機器、電子部品、F A 関連機器
自社製品事業	空調用被覆銅管、空調配管化粧カバー、空調関連部材、表示灯、回転灯、散光式警光灯、情報配線システム、給排水管

8 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪本社：大阪市西区立売堀4丁目11番14号 東京本社：東京都品川区大崎1丁目11番1号
工 場	茨城工場、奈良工場、福岡工場
物 流 セ ン タ ー	東京物流センター、新東京物流センター、大阪物流センター
営 業 所 (3 0 営 業 所)	(近畿) 京都営業所など8営業所 (関東) 横浜営業所など6営業所 (北海道) 札幌営業所など3営業所 (東北) 仙台営業所など3営業所 (東海) 名古屋営業所など2営業所 (北陸) 金沢営業所 (中国) 広島営業所など3営業所 (九州) 福岡営業所など4営業所

② 子会社

アイティエフ(株)	香川県高松市
(株)パトライト	大阪市
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県
PT. PATLITE INDONESIA	インドネシア共和国リアウ諸島州

9 企業集団の使用人の状況 (2023年3月31日現在)

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
電 設 資 材 事 業	956 (94) 名	43 (6) 名
産 業 機 器 事 業	203 (19)	6 (△1)
自 社 製 品 事 業	836 (307)	△129 (6)
全 社 (共 通)	117 (54)	2 (10)
合 計	2,112 (474)	△78 (21)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 152,920,000株

2 発行済株式の総数 56,419,000株

3 当事業年度末の株主数 7,741名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,870,400株	14.13%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,148,500	5.65
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE FIDELITY FUNDS	1,767,600	3.17
株式会社りそな銀行	1,596,240	2.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,159,507	2.08
因幡電機従業員持株会	1,023,948	1.83
吉川昌子	805,400	1.44
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	691,247	1.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	647,977	1.16
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	642,079	1.15

(注) 1. 当社は、自己株式を744,179株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	守谷承弘	
代表取締役社長	喜多肇一	技術本部長
取締役常務執行役員	田代浩明	電設カンパニー長兼営業情報部長
取締役常務執行役員	堀家一美	産機カンパニー長
取締役執行役員	溝越尚人	管理本部長兼総務部長
取締役(常勤監査等委員)	橋爪大	
取締役(監査等委員)	坂本雅明	桜美林大学 准教授
取締役(監査等委員)	中村克宏	弁護士
取締役(監査等委員)	藤原友江	公認会計士 税理士 SPK(株) 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)橋爪大氏、坂本雅明氏、中村克宏氏及び藤原友江氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)藤原友江氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役(監査等委員)橋爪大氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)橋爪大氏、坂本雅明氏、中村克宏氏及び藤原友江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	玉垣雅之	経営企画室長
執行役員	葛山豊	電工カンパニー長
執行役員	清岡努	営業戦略本部長
執行役員	遠藤忠生	電材カンパニー長
執行役員	難波宏朗	監査室長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役（執行役員も含む）であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社がてん補することとなります。

なお、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失により生ずる損害については保険契約の免責事項としております。

4 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを基本方針とします。この方針に基づき、取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬及び業績連動報酬を支給するとともに、非金銭報酬としてストックオプションを付与します。また、監査等委員である取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬を支給します。

2. 金銭報酬の個人別の報酬の額等の決定に関する方針

金銭報酬は、役員・常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定するものとします。金銭報酬としての固定報酬は月例にて支給し、業績連動報酬は業績向上に対する意識を高めるため単体当期純利益の2%を限度額に、毎年一定の時期に賞与として支給します。

3. 非金銭報酬の内容及び額等の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上を図るため、株主総会において決議された限度額及び上限付与数の範囲内でストックオプションを付与します。ストックオプションの公正価値はブラック・ショールズモデルを考慮し、個人別の付与数及び付与時期を取締役会で決定します。

4. 金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬の額が事業年度によって変動するため、その割合を定めておりません。

なお、指名報酬委員会は、取締役の種類別の報酬割合を適切に設定するように留意します。

5. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

指名報酬委員会は、公正な視点をもって各役員に対する基準額の水準の妥当性について審議し、取締役会に答申することで、客観性・透明性を確保します。

なお、指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役とするとともに、この中から委員長を選定します。

個人別の金銭報酬額については、取締役会から一任された代表取締役社長が株主総会において決議された限度額の範囲内で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	5	154	138	19	313
(内 社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	6	37	-	0	37
(内 社外取締役)	(5)	(33)	(-)	(-)	(33)
合 計	11	192	138	20	350
(内 社外取締役)	(5)	(33)	(-)	(-)	(33)

- (注) 1. 上記には、2022年6月24日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) 2名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、単体当期純利益としており、その実績は146億500万円であります。当該指標を選択した理由は、業績向上に対する意識を高めるためであります。当社の個人別の業績連動報酬は、役位、常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定されております。
4. 非金銭報酬等はストックオプションであります。
5. 取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬の額は、2020年6月19日開催の第72期定時株主総会において年額600百万円以内 (内 社外取締役分50百万円以内) (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、7名 (内 社外取締役0名) であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月18日開催の第73期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、3名であります。
6. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2020年6月19日開催の第72期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、5名であります。
7. 取締役会は、代表取締役社長喜多 肇一氏に対し各取締役の固定報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会が公正な視点をもって各役位に対する基準額の水準の妥当性について審議した範囲内で決定しております。

5 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 (監査等委員) 坂本 雅明氏は、桜美林大学の准教授であります。なお、当社と桜美林大学との間には特別な関係はありません。

取締役 (監査等委員) 藤原 友江氏は、SPK(株)の社外取締役 (監査等委員) であります。なお、当社とSPK(株)との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会	監査等委員会	発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数 (出席率)	出席回数 (出席率)	
社外取締役 (常勤監査等委員) 橋爪 大	10回中10回 (100%)	6回中6回 (100%)	長年にわたり金融機関で培われた幅広い知見及び他社常勤監査役や取締役として携わった豊富な経験等から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 坂本 雅明	12回中12回 (100%)	8回中8回 (100%)	技術経営の博士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 中村 克宏	12回中12回 (100%)	8回中8回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 藤原 友江	12回中12回 (100%)	8回中8回 (100%)	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。

(注) 橋爪 大氏は、2022年6月24日開催の第74期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査等委員会の開催回数は6回であります。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受け、前事業年度の監査計画と会計監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配置計画及び報酬の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 2023年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	196,328
現金及び預金	57,882
受取手形	8,639
電子記録債権	25,380
売掛金	70,468
有価証券	10,000
商品及び製品	18,406
仕掛品	382
原材料及び貯蔵品	3,324
その他	1,845
貸倒引当金	△2
固定資産	49,317
有形固定資産	21,626
建物及び構築物	5,850
機械装置及び運搬具	560
工具、器具及び備品	977
土地	14,098
建設仮勘定	92
その他	47
無形固定資産	1,356
投資その他の資産	26,335
投資有価証券	16,933
繰延税金資産	213
その他	9,190
貸倒引当金	△2
資産合計	245,646

負債の部	
科目	金額
流動負債	88,768
電子記録債務	5,921
買掛金	69,827
短期借入金	382
未払法人税等	2,689
前受金	578
賞与引当金	5,526
役員賞与引当金	138
その他	3,704
固定負債	5,649
繰延税金負債	69
退職給付に係る負債	51
その他	5,528
負債合計	94,417
純資産の部	
株主資本	144,672
資本金	13,962
資本剰余金	14,171
利益剰余金	118,521
自己株式	△1,982
その他の包括利益累計額	5,824
その他有価証券評価差額金	5,335
繰延ヘッジ損益	△4
為替換算調整勘定	493
新株予約権	731
純資産合計	151,228
負債・純資産合計	245,646

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	316,947
売 上 原 価	264,624
売 上 総 利 益	52,323
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	33,682
営 業 利 益	18,641
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	46
受 取 配 当 金	624
為 替 差 益	284
受 取 和 解 金	225
そ の 他	522
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12
保 険 解 約 損	11
そ の 他	47
経 常 利 益	20,272
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	852
固 定 資 産 売 却 益	17
関 係 会 社 株 式 売 却 益	13
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	58
固 定 資 産 売 却 損	12
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	21,083
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,506
法 人 税 等 調 整 額	149
当 期 純 利 益	15,427
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,427

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2023年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部						
科目						
					金額	
流動資産						184,242
現金及び預金	及び	預	金	形	55,134	
受取手形債権	取	手	債	金	8,540	
電子記録債権	子	記	録	債	24,816	
有価証券	価	証	金	券	68,188	
商品及び製品	品	及	び	製	10,000	
原材料及び貯蔵品	材	料	及	び	15,345	
前払費用	前	払	費	用	563	
前未収の当金	前	未	収	の	113	
倒引当金	倒	引	当	金	264	
固定資産						57,342
有形固定資産						16,855
建物	建	物	物	置	3,745	
構築物	構	築	物	置	65	
機械及び装置	機	械	及	び	267	
車両運搬具	車	両	運	搬	60	
工具、器具及び備品	工	具	、	器	390	
土地	土	地	地	定	12,303	
建設仮勘定	建	設	仮	勘	1	
無形固定資産						1,027
ソフトウェア	ソ	フ	ト	ウ	949	
ソフトウェア	ソ	フ	ト	ウ	57	
電話加入権	電	話	加	入	19	
投資その他の資産						39,460
投資有価証券	投	資	有	価	15,969	
関係会社	関	係	会	社	8,525	
関係会社長期貸付金	関	係	会	社	7	
破産更生債権等	破	産	更	生	5,700	
長期前払費用	長	期	前	払	1	
差入保証立金	差	入	保	証	72	
繰延税金資産	繰	延	税	金	1,087	
倒引当金	倒	引	当	金	1,743	
倒引当金	倒	引	当	金	305	
倒引当金	倒	引	当	金	6,049	
倒引当金	倒	引	当	金	△ 2	
資産合計						241,585

負債の部						
科目						
					金額	
流動負債						86,821
電子記録債権	電	子	記	録	5,921	
買掛金	買	掛	金	金	69,054	
未払金	未	払	金	金	1,704	
未払費用	未	払	費	用	646	
未払法人税等	未	払	法	人	2,579	
未払消費税等	未	払	消	費	768	
前受金	前	受	金	金	576	
預り金	預	り	金	金	84	
前受収益	前	受	収	益	5	
賞与引当金	賞	与	引	当	5,273	
役員賞与引当金	役	員	賞	与	138	
その他の負債	そ	の	の	他	68	
固定負債						5,328
長期預り保証金	長	期	預	り	5,232	
その他の負債	そ	の	の	他	95	
負債合計						92,149
純資産の部						
株主資本						143,405
資本金	資	本	金	金	13,962	
資本剰余金	資	本	剰	余	14,171	
資本準備金	資	本	準	備	14,171	
利益剰余金	利	益	剰	余	117,254	
利益準備金	利	益	準	備	807	
その他利益剰余金	そ	の	他	利	116,447	
別途積立金	別	途	積	立	35,500	
繰越利益剰余金	繰	越	利	益	80,947	
自己株式						△ 1,982
評価・換算差額等						5,299
その他有価証券評価差額金	そ	の	他	有	5,303	
繰延ヘッジ損益	繰	延	ヘ	ッ	△ 4	
新株予約権						731
純資産合計						149,436
負債・純資産合計						241,585

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	306,887
売 上 原 価	258,488
売 上 総 利 益	48,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	30,229
営 業 利 益	18,169
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	96
受 取 配 当 金	418
受 取 和 解 金	225
そ の 他	334
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2
保 険 解 約 損	11
そ の 他	34
経 常 利 益	19,195
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	852
関 係 会 社 株 式 売 却 益	13
固 定 資 産 売 却 益	1
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	58
固 定 資 産 売 却 損	1
税 引 前 当 期 純 利 益	20,002
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,299
法 人 税 等 調 整 額	52
当 期 純 利 益	14,650

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

監査報告書

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

因幡電機産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 橋 爪 大 ㊟

監 査 等 委 員 坂 本 雅 明 ㊟

監 査 等 委 員 中 村 克 宏 ㊟

監 査 等 委 員 藤 原 友 江 ㊟

(注) 監査等委員 橋爪大、坂本雅明、中村克宏及び藤原友江は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市西区立売堀4丁目11番14号
当社 11階会議室

交通

地下鉄（中央線・千日前線）

阿波座駅下車（4番出口すぐ）

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしから
ずご了承くださいますようお願い申し上げます。

